

地方自治の真価が問われる——

「海外で戦争する国づくり」と自治体・自治体労働者

I 安保法制の拡大

武力行使の新3要件(14年7月1日、閣議決定)

- ①我が国に対する武力攻撃が発生した場合、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合
- ②これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- ③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

閣議決定された安保法制(15年5月14日)

国際平和支援法案(海外派兵恒久法)

平和安全法制整備法案(以下の10法の一括改定法案)

- ・武力攻撃事態法→武力攻撃・存立危機事態法
- ・米軍行動関連措置法改定
- ・周辺事態法→重要影響事態法
- ・特定公共施設利用法改定
- ・自衛隊法改定
- ・海上輸送規制法改定
- ・国連PKO法改定
- ・捕虜取り扱い法改定
- ・船舶検査法改定
- ・国家安全保障会議設置法改定

1、「切れ目のない」対応

武力攻撃に至らない侵害 (グレーゾーン事態)	重要影響事態	存立危機事態	武力攻撃事態
<ul style="list-style-type: none"> ・米軍の武器等の防護 ・治安出動、海上警備行動等の適用範囲の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本周辺に限られず、重要な影響を与える事態であれば米軍支援活動が可能になる 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三国への攻撃であっても、それにより日本の存立が脅かされ、国民の生命や権利が根底から覆される明白な危険があると認められれば武力行使が可能になる 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本への武力攻撃が発生または発生する明白な危険が切迫していると認められれば、個別的自衛権の行使としての武力行使が可能になる

※日本が他国から武力攻撃を受けていないにも関わらず、海外で戦争を行う米軍等に荷担し、戦争に参加することになる。

2、「国際的平和協力」という名の自衛隊海外派遣の拡大

国連PKO法改定：治安維持活動、任務遂行のための武器使用などが可能に

国際平和支援法案：「国際社会の平和及び安全を脅かす事態」に米軍等を「戦闘地域」で支援

II 安保法制に組み入れられる自治体・自治体労働者

1 現在の有事法制と自治体・自治体労働者

1、周辺事態への対応(周辺事態法)

国は地方公共団体の長や民間事業者等に対して、必要な協力を求めることができる。

地方公共団体に対する具体的な協力項目：地方公共団体の管理する港湾の施設の使用、地方公共団体の管理する空港の施設の使用、建物、設備等の安全を確保するための許認可、消防法上の救急搬送、人員及び物資の輸送に関する地方公共団体の協力、地方公共団体による給水、公立医療機関への患者の受入、地方公共団体の有する物品の貸与等。

2、武力攻撃事態への対応

(1)自衛隊法(防衛出動時)

①都道府県知事は、国の要請により、公用令書を発行して、病院、診療所の管理や、土地や家屋の使用、物資の保管や収容を行うこととなる。

国が緊急を要すると判断した場合には、都道府県知事に対する通知だけを行って、国が自ら、管理や使用、

収容などを行うことができる。土地の使用に当たっては、家屋の形状変更、木の伐採等が可能。

②都道府県知事は、国の要請により、医療従事者、土木作業従事者、運転手等に業務従事命令を発することとなる。

(2) 武力攻撃事態法

地方公共団体は武力攻撃事態等において住民の生命、身体及び財産の保護に関して、国の方針に基づく措置の実施など適切な役割を担う。

首相は、関係する地方公共団体の長に対し、地方公共団体が実施する対処措置に関する「総合調整」を行うことができる(事実上の強制)。

(3) 特定公共施設等利用法

武力攻撃事態等において地方公共団体が管理する港湾と空港・道路について首相が「利用指針」を定める。

港湾と空港について、首相が「特に必要と認めるとき」には①要請と②指示が、「事態に照らして緊急を要すると認めるとき」には③大臣による自治体権限の執行が、可能となっている。自治体の意見を斟酌する必要はなく、自治体権限が奪われる。

道路については、自治体権限を奪う規定はないが、警察の指揮により実質的に軍隊への優先利用を実施することが可能になる。救急活動や消防活動、市民生活に関わる部分が確保されるのかどうかについては規定されていない。

(4) 米軍支援法

アメリカ軍支援の行動関連措置について、自治体や企業にも協力要請に応じる努力義務が課せられている。措置の内容について制限はなく、アメリカ軍がすべて決めることができる。また、防衛大臣の権限によって、米軍に土地を使用させ、立木の伐採や家屋の取り壊しなども行うことも可能。

(5) 国民保護法

地方自治体は、住民の避難・救援、武力攻撃災害への対処などを担うこととされ、そのために国民保護計画を作成し、国民保護訓練を行うことが努力義務となっている。

実際に武力攻撃事態が発生したときに、国民保護法によって住民の生命・財産を守ることは不可能。また、国民保護計画で、攻撃を具体的に想定して住民避難・救援に備えるのは到底不可能。

計画や訓練の主眼は、戦争協力意識の醸成にある。

米軍・自衛隊による侵害排除のための作戦行動を容易ならしめるため、政府の自治体に対する指揮命令権や、国民の権利制限を明記したりするなどの法改正が今後、狙われる危険がある。

3、秘密保護法と自治体

秘密保護法により、「武力攻撃事態等であるとの認定の前提となった事実等」「対処方針等」は「特定秘密」に指定され、多くの情報が自治体には提供されないまま、警察や自衛隊に指示されるままに住民避難をすすめるを得ない。

特定秘密が提供される場合(法 10 条 1 項 1 号)も、「適正評価制度」の対象となる職員にのみ知らされ、他の職員や住民に開示することはできない。

政府は「避難に必要な情報は秘密指定を解除する」と答弁しているが、解除を義務付ける規定はなく、政府の裁量による。

2 安保法制の拡大により、その発動が現実のものに——平和な日本とまちづくりを自治体から

①安保法制の改定・拡大により、これらの法制が実際に発動される危険性は飛躍的に高まる。それに伴って、これまで具体化することのなかった前記 Ⅲのような自治体・自治体労働者への指示・命令、市民の動員、国民保護計画の発動・避難が現実のものとなる。

②防衛・外交に関する事項は国の専管事項ともされるが、地域住民の暮らしや安全に関わる施策についての国と地方自治体との事務分配は、憲法上、地方自治体優先の原則に立って行われるべき。

③地域住民の暮らしや安全に責任を負う地方自治体が、地域住民のために国に対し意見表明を行うこと、国の計画・立法手続きに参加すること、条例制定権に基づいて独自に条例を制定し、あるいは宣言を行うことなどは、憲法で保障された地方自治体の権能。

④集団的自衛権の行使容認に反対する意見書を可決した地方議会は 253 議会に(15 年 3 月末現在)。

安倍内閣の「戦争する国・できる国」づくりの動きから、地方自治を守り、地域住民の暮らしと安全を守るため、地方自治の権能を生かした旺盛な取り組みをともに行いましょう！